

「蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称：みんなで創るわらび推進条例）素案」  
パブリック・コメント及び意見交換会で寄せられた意見に対する市の考え方

1. 案件

「蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称：みんなで創るわらび推進条例）素案」

2. パブリック・コメント募集期間

平成24年5月9日（水）～6月8日（金）

3. 意見交換会開催日時

平成24年6月2日（土）午後2時～午後3時半

4. 意見の件数（意見提出者数）

7件（6人）

5. 意見の概要

No.	意見の概要	市の考え方
1	蕨の人々の異文化に対する寛容性は、世界の中でも相当に高いと感じる。その寛容性で、同性愛者、外国人、障害者、ホームレスのような様々な人々も「みんなで創るわらび推進条例」の「みんな」として仲間に入れてほしい。 そうすれば、郷土愛やコミュニティへの参加が少なく、蕨を素通りしてきた新住民が、「みんな」として蕨を創っていくことに繋がると思う。	第2条において、市民を「市内に住み、働き、又は学ぶ人々と市内で活動する団体」と定義していることから、ご意見にあるような様々な人々も、上記の定義を満たすならば、市民参画・協働の対象として、わらびを創っていく「みんな」に含まれます。 ただし、暴力団等の反社会的活動を行っている団体や構成員などは除外されます。
2	第4条の「市民の責務」という見出しには市民に責任がのしかかる強い印象がある。第1項の語尾が「努めます」という柔らかい表現になっているだけに見出しの強さに違和感がある。	第4条の見出しについては、懇談会において、「市民の役割」「市民の権利」とする案も併せて検討しました。 その結果、市民と市の双方が対等な立場で、責任を持って市民参画・協働を推進していくことを示すため、第4条を「市民の責務」、第5条を「市の責務」としました。 その一方で、市民参画・協働は、決して強制されるものではないことを示すため、「努めます」という表現を用いています。 ご意見にあるような違和感については、市民の皆様へ本条例を広報・周知する際に、上記の説明を丁寧に行うことで、できる限り取り除けるよう努めます。
3	条例が実りあるものになり、市民参画・協働が進んで課題を解決していくことが望ましい。そのためには、市民の注目度・認知度を上げるために、条例の広報・周知の努力をしてほしい。	今後、パンフレットの全戸配布、フォーラムの開催等により、市民の皆様に対して本条例を広報・周知する機会を設ける予定です。本条例は、市民参画・協働の大枠の理念等を示しているものであるため、具体的なまちづくりへの貢献事例をあげるには難しい面もありますが、広報・周知の際には、ご意見にあるように、適切な資料を用いて分かりやすい説明を行うよう努めます。
4	条例がまちづくりに貢献した具体的な事例があれば、市民にとってインパクトがあって参画がしやすくなるうえ、暮らしに身近な条例として受け入れられると思う。	

5	<p>条例の推進においては、「わらび地域力発揮プラン」と関連する部分もあると思うので、「わらび地域力発揮プラン」を手掛かりに、分かりやすい表現を用いながら、広報・周知を行えばよいと思う。</p>	
6	<p>条例の構造を図解する資料があれば、条例が理解しやすくなると思うので、広報・周知の際には、ぜひ付けてほしい。</p>	
7	<p>第8条の審議会等の委員選任については、様々な層の意見を集約し、市民参画・協働の推進のために活動してもらうためには、より多くの関心がある方が参加できるのが望ましい。可能な限り、団体代表委員と公募委員の割合が5：5になるよう努めてほしい。</p>	<p>審議会等については、第16条に基づき、その詳細を別に要綱等で定めることを予定していますが、この中で公募委員の適切な割合についても検討することとします。</p>